

酒田市と東北エプソン株式会社との 地域のSDGs推進に向けた連携に関する協定

酒田市（以下「甲」という。）と東北エプソン株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の推進及び地域のSDGsの推進に資するため、次のとおり事業連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、人口減少を抑制し地方創生を実現するため、甲及び乙が相互に連携を図り、それぞれが保有する資源・情報等を有効に活用し、地域の自然環境の保全の推進と地域資源を活用した持続可能な社会の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力する。

- （1）地域の森林の整備及び保全に関すること
- （2）地域の公園・緑地等の整備及び保全に関すること
- （3）前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関すること
- （4）その他の地方創生の推進及び地域資源の活用に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知りえた相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日が属する年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様に更新するものとする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより本協定を解除できるものとする。

(協定の変更)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度甲乙が協議の上、変更を行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議の上、取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年8月19日

甲 山形県酒田市本町2丁目2番45号
酒田市
酒田市長 矢口 明子

乙 酒田市十里塚字村東山166番3号
東北エプソン株式会社
代表取締役社長 齋藤 学